

人材紹介サービス基本契約書

_____（以下「甲」という。）とレガプロエージェント合同会社（以下「乙」という。）とは、甲の人材採用に関し、甲が乙に人材紹介業務を委託することを目的として、下記のとおり基本契約を締結する。

第1条（業務内容）

甲は、乙に対し、以下に定める業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- ① 人材紹介
- ② 人事コンサルティング

第2条（紹介手数料の発生）

紹介手数料は、本件業務を通じて甲が人材採用を決定し、採用決定者が甲に入社した段階で発生する。採用決定者が入社意思を書面にて示したにも拘らず甲への入社に至らなかった場合には、紹介手数料は発生しないものとする。

第3条（紹介手数料）

採用決定者の理論年収の35%（消費税別）とする。ここでいう理論年収とは、基本給に通勤手当及び所定外労働手当を除く一切の諸手当を加算した月額給与の12ヶ月分と賞与を加算した初年度の年収換算額をいうものとする。ただし、年俸制を採用する場合は年俸額とする。

第4条（紹介手数料の支払い）

乙は、採用決定者が甲に入社した後、速やかに第3条に基づく紹介手数料を算出して甲に請求し、甲は、当該請求を受けた月の翌月末日迄に、消費税を加算の上、乙の指定する銀行口座に振込むものとする。

第5条（紹介手数料の返還）

採用決定者が甲に入社後、自己都合による退社又は甲の就業規則に基づき解雇に至った場合、乙は甲に対して第3条に基づき支払われた紹介手数料のうち、以下の内容にて返還するものとする。

1ヶ月未満の在籍・・・80%

1ヶ月以上3ヶ月未満の在籍・・・50%

ただし、採用決定者の死亡・病気又は甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退社、さらに甲の会社都合による退社の場合はこの限りではない。

第6条（秘密保持）

甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた甲の会社に関する情報及び乙が紹介した人材に関する個人情報等を正当な理由なく第三者に漏洩することを禁止し、相互に守秘義務を負うものとする。また、本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第7条（法令遵守）

甲及び乙は、職業安定法等の職業紹介に関する法規、労働基準法などの労働関係に関する法規、個人情報保護法等の個人情報保護に関する法規、その他本契約に適用される法令、ガイドライン等を遵守する。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方当事者又はその代理人が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

① 自ら又はその役員・従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はこれらと密接な関係を有する者（以下、あわせて「反社会的勢力」という。）であること

② 自ら又はその役員・従業員が反社会的勢力に協力若しくは関与していること、又はその経営に反社会的勢力が関与していること

③ その相手方当事者に対し、直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行っていること

④ その相手方当事者に対し直接又は第三者を介して、風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いることにより、信用を毀損し又は業務を妨害すること、その他これらに準ずる行為を行っていること

⑤ 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行っていること

2. 甲及び乙は、相手方当事者又はその代理人が、前項各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、何ら催告することなく、相手方当事者に対する書面通知をもって直ちに本契約を解除することができる
3. 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。
4. 甲又は乙に第1項各号の事由がある場合、かかる甲又は乙は相手方当事者に対して本契約下で負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに相手方当事者に弁済しなければならない。

第9条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、更に1年間契約を更新するものとする。また、以後も同様とする。

第10条(疑義事項)

本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

第11条(合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争につき、乙の本店所在地を管轄する裁判所を、第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約成立の証として、各々記名捺印に代わる電磁的处理を施した上、各自保管する。

甲:(住 所)愛知県名古屋市名東区上社二丁目210 北村第二ビル4階E

(法 人 名)レガプロエージェント合同会社(許可番号 23ーユーー303139)

(役職及び氏名)事業責任者 前田 茂雄

乙:(住 所)

(法 人 名)

(役職及び氏名)